

31 静保生第 6621-2 号  
令和 2 年 2 月 13 日

興行場営業者 各位  
施設管理者 各位

静岡市保健所長  
(生活衛生課)

「帰国者・接触者相談センター」の設置について (情報提供)

日頃より、本市の生活衛生行政に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

今般、新型コロナウイルス感染症の相談を受け付ける「帰国者・接触者相談センター」が県内 9 保健所に設置されましたので、情報提供します。

利用者から、発熱など体調に異変が生じており、かつ、中華人民共和国湖北省及び浙江省\*から帰国・入国した又はこれらの者と接触した旨の申し出があった場合は、利用者の同意を得た上で、速やかに静岡市保健所「帰国者・接触者相談センター」TEL 054-249-2221 へ御連絡いただき、その指示に従ってください。

併せて、外国人の利用者から体調不良の訴えがあった場合などに使用できるパンフレットの提供が観光庁からありましたので、送付します。施設内での掲示及び利用者への情報提供等に御活用ください。

今後も状況の変化がありましたら、随時通知等を行いますので、御対応等よろしく申し上げます。

\*厚生労働省健康局結核感染症課からの令和 2 年 2 月 12 日付け事務連絡にて、新型コロナウイルス感染症に関する流行地域が「湖北省」から「湖北省及び浙江省」に変更されました。

〈参考 観光庁パンフレットの和訳〉

日本を旅行している皆様へ

日本政府観光局 (JNTO) では、365 日 24 時間対応可能なコールセンター (Japan Visitor Hotline) を運営しています。

新型コロナウイルス関連肺炎に係る緊急事態やアクシデントが起こった場合はコールセンターにお気軽に御連絡してください。

多言語 (英語、中国語、韓国語) で対応しています。

お問い合わせ先

静岡市保健所

生活衛生課 生活衛生係

TEL 054-249-3155、3156